中村公認会計士事務所

ハイライト:

・平成14年度税制改正について

1

・平成14年4月1日より施行の労働法&社会保険関係の改正点

春号 第9号 (個人様向け)

2002年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶

平成 1 4 年度税制改 1 正について

平成14年4月1日 2 施行の労働法&社会保 険関係改正点

ご挨拶

今年は例年に比べ暖かい日が多く、3月に桜の便りが届くところが多いようです。

第9号では、平成14年度税制改正案および本、 年4月1日から施行されるの改正労働法及び社会 保険関係について取り上げてみました。



内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。よろしくお願いいたします。

公認会計士·AFP·ITコーディネータ 中村元彦 公認会計士·AFP·社会保険労務士 中村友理香

平成14年度税制改正について

昨年12月14日に与党3党の「平成14年度税制改正大綱」が決定され、これを受けて本年1月17日には「平成14年年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。 個人に対する税制では、金融・証券税制の見直しが注目されます。 既に証券税制に関しては昨秋の臨時国会で大き〈変わっていますので、まず昨年11月26日に成立した内容を整理していくことにしましょう。

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年~
源泉分離課税の廃止		-	(14	年末で	廃止)			
申告分離課税の税率引下げ	1年超保有株の譲渡につ	式いて	(税	率20%)			-
申告分離課税の暫定税率			(税	率10%)			
譲渡損失の繰越控除			(3年	 間繰越	控除)			-
取得費の特例	(平成13年9	月末以	 前に	取得し	ていた	分)	-	(22 年 まで)
100万円特別控除	 (1年超保	有株	式の	譲渡に	ついて)		
特定上場株式等の非課税制度	(購入)	>	(保		(譲渡)	

は平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の申告分離課税の税率を20%(所得税15%。 住民税5%)にする制度です。

は平成15年1月1日から平成17年末までに1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の申告分離課 税の税率を10%(所得税7%、住民税3%)にする制度です。

は平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡して生じた、控除しきれない損失金額を翌年以後3年 間株式等の譲渡所得等の金額から控除することを認める制度です。

は平成13年9月末以前に取得した上場株式等を平成15年から平成22年までに譲渡した場合、取得 費に関し平成13年10月1日における価額の80%とすることができる制度です。この制度は本来の取得費 がわかっている場合でも選択適用が可能ですので、(本来の取得価額 < 平成13年10月1日における価 額の80%)なら選択適用した方が得ということになります。

は平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した上場株式等を17年1月1日から19年12 月31日までに売却した場合、購入価額の1,000万円までの譲渡益について非課税とする制度です。この 1,000万円は毎年毎年ではなく、例えば平成17年に購入価額600万円分譲渡した場合、18,19年度では 1,000万円-600万円=400万円の購入価額までが非課税となります。

上記表の通り、上場株式等に係る源泉分離課税制度は平成14年度末にて廃止されることになります が、平成14年度税制改正案では申告事務負担に配慮した申告不要制度が創設されています。それ は、証券会社が株式の譲渡損益の計算管理を行い、譲渡益に対する源泉徴収をする等の一定の要件 を満たす場合、個人投資家の確定申告を不要とするものです。

上記の他には、老人マル優制度の見直しがあり、 現行の非課税制度は平成17年末日をもって廃止 し、それ以降に関しては身体障害者手帳の交付を受けている者等に対する少額貯蓄制度に変更する、

平成15年1月1日以降の新たな非課税貯蓄預金等の預入れ、限度額までの積増し行為は認めないと いう制度へ変更されます。平成14年末において65歳以上になっている方は同年末に設定されている非

課税枠の範囲内で、平成17年末まで制度を利用できますが、平成15年 1月1日以降に65歳となる方は、非課税制度の対象とならなくなります。

> ホームペ゚ージもご覧下さい(新装準備中) Http://homepage2.nifty.com/my-naka/

4月1日施行の労働法&社会保険関係改正点について

厚生年金保険の適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の人 は新たに厚生年金保険の被保険者となります。

第3号被保険者の届出については、健康保険の届出と一緒に事業

主が行うことになります(従来は扶養者本人が市区町村の窓口で行っていました)。



育児・介護休業法が改正施行されます(・小学校就学前の子供を育てる従業員や 家族の介護を行う従業員の時間外労働の制限制度の創設・勤務時時間の短縮等 の措置等の対象範囲拡大・子の看護のための休暇措置制度導入の努力義務)。

国民年金において保険料の半額納付制度が導入されます(保険料免除期間は保険

料納付済期間の2/3として計算されますので年金受取額はその分少なくなります)。

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

(移転しました)

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp